

## 物件一覧表

| 物件番号<br>(調書番号) | 施設(財産)名称      | 担当課      | 区分 | 所在地(久喜市) | 設置<br>台数 | 特記事項                        | 最低貸付料<br>(年額/税<br>抜) |
|----------------|---------------|----------|----|----------|----------|-----------------------------|----------------------|
| 1              | 学校給食センター      | 学校給食課    | 土地 | 下清久500-8 | 1台       | ペットボトル<br>容器不可              | 11,000円              |
| 2              | 栗橋行政センター      | 栗橋行政センター | 建物 | 間鎌251-1  | 2台       | 2台設置<br>うち1台はペットボトル<br>容器不可 | 40,500円              |
| 3              | 栗橋コミュニティセンター  | 栗橋行政センター | 建物 | 中里1048-1 | 1台       |                             | 40,000円              |
| 4              | 栗橋コミュニティセンター  | 栗橋行政センター | 土地 | 中里1048-1 | 1台       |                             | 20,000円              |
| 5              | 健康福祉センター(くりむ) | 社会福祉課    | 建物 | 間鎌255-1  | 1台       |                             | 10,000円              |

6台

※貸付面積は、1台につき2.0㎡以下とし、放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。  
1台あたりの自動販売機の面積は(W1.20m×D0.80m)程度とする。

※回収ボックスは、原則、自動販売機1台に1個以上の割合で、施設管理者と協議のうえ、自動販売機周辺の適当な場所に設置すること。

※ユニバーサルデザイン(低い位置に設置された商品選択ボタン、商品を取り出しやすい取出口、硬貨を一度に投入することができる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など)であり、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置すること。

※入札物件番号1及び物件番号4は土地の貸付のため、消費税は非課税であり、その他物件は屋内設置のため、消費税を加算した金額で契約。

※その他、各物件の詳細事項は各物件調書等を確認すること。